

○学費納入要項

昭和44年2月1日
令和6年4月1日改正

1 学費の定義

- (1) この要項で学費とは、近畿大学において徴収する入学金及び授業料をいう。
- (2) この要項で学費等とは、学費及び近畿大学において徴収する諸会費並びに検定料、在籍料その他の諸費用をいう。

2 学費等の額

- (1) 学費の額は、別表(1)のとおりとする。
- (2) 諸会費の額及び内訳は、別表(1)のとおりとする。

3 学費等の納入期日

- (1) 授業料及び諸会費（以下「授業料等」という。）は、毎年前期、後期の2回に分け、次の期日までに銀行振込みその他所定の方法により納入しなければならない。

前期分 5月14日

後期分 10月14日

ただし、納入期日が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日とし、振替休日の場合はその翌日とする。

- (2) 新入学生は、合格通知書に記載している期日までに銀行振込みその他所定の方法により学費等を納入するものとする。

4 授業料等の延納

- (1) 3(1)項に定める期日までに経済的事情等により授業料等の納入ができない者は、毎学期のはじめ本学の指定する期間内に延納願いを法人本部資金部（地方学部においては担当部署。以下同じ。）に提出し、許可を得なければならない。ただし、入学時については、延納を認めない。
- (2) 延納は、許可された期日までに銀行振込みその他所定の方法により納入するものとする。

5 授業料等の分納

- (1) 3(1)項に定める期日までに経済的事情等により学費等の納入ができない者で授業料等の分納を希望するものは、毎学期のはじめ、本学の指定する期間内に分納願いを法人本部資金部に提出し、許可を得なければならない。
- (2) 分納を許可された者は、次の期日までに銀行振込みその他所定の方法により納入しなければならない。ただし、納入期日が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日とし、振替休日の場合はその翌日とする。

	前期分	後期分
第1回	5月20日	10月31日
第2回	6月10日	11月30日
第3回	6月30日	12月20日

- (3) 先に定めた納入期日までに、納入しなかった者は、滞納している授業料等を銀行振込みその他所定の方法により納入するとともに、別表(2)の延滞料を納入しなければならない。

6 除籍

学費を所定の納入期日（延納、分納を願い出てその許可を受けた場合は、その期日）までに納入しない者は、学則の定めるところにより除籍される。

7 未納者の取扱い

学費の未納者は、卒業を認めない。

8 休学中の在籍料

休学許可を受けようとする者は、別表(2)に定める在籍料を納入しなければならない。なお、諸会費は休学中でもその全額を徴収する。

9 停学中の学費等

停学中の学費等は、全額徴収する。

10 復籍料

復籍を願い出る者は、別表(2)の復籍料を納入しなければならない。

11 休学・復学者の授業料

休学者が復学を許可された場合は、その者の入学年度の学生が納付すべき当該年次の授業料を適用する。

12 再入学の学費

(1) 退学者が再入学を許可された場合は、その者の当初入学年度の学生が納付すべき当該年次の学費を適用する。

(2) 再入学における入学金は、当該年度における所定入学金の半額とする。

(3) 博士論文提出のための再入学者の学費は、別表(2)のとおりとし入学金は免除される。

13 転部、転履修、転学科及び転学部の学費等

(1) 転部、転履修、転学科又は転学部を許可され、学籍が異動した者には、その者の入学年度の学生が納付すべき新所属における当該年次の学費を適用する。ただし、通信教育部から通学部への転籍については、新所属の当該年度における当該年次の学生が納付すべき学費を適用する。

(2) 通信教育部から通学部へ転籍する場合の転部料は、別表(2)のとおりとする。

(3) 昼夜開講制導入学部による転履修料は、別表(2)のとおりとする。

14 編入学の学費

(1) 本学学部卒業生が学内他学部に、また、本学の通信教育部学生、短期大学及び工業高等専門学校卒業生が本学部に編入学を許可された場合は、学費は、当該年度における当該年次の学生が納付すべき学費を適用する。この場合入学金は、別表(2)のとおりとする。

(2) 他の大学の学部卒業生又は学部学生が、本学学部に編入学を許可された場合は、学費は、当該年度における当該年次の学生が納付すべき学費及び当該年度における入学金を適用する。

15 留年者の学費

留年した場合は、その者の入学年度の学生が納付すべき当該年次の学費を適用する。

また、卒業が延期となり9月卒業する者は、学費の半額(前期分学費)を徴収する。

16 学費の減免

(1) 本学教職員の子女の学費は、教職員子女学費減免規程により減免する。

(2) 「大学等における修学の支援に関する法律」により授業料等減免対象者となる者の学費は、同法に従い減免するものとし、これに必要な範囲で納付期日を延期し、その他適切な取扱いを行うものとする。なお、この場合において、5(3)項に定める延滞料は免除するものとする。また、同法に基づく減免が遡及取消となることにより未納となる授業料は、学籍の取扱いに関する限りにおいて、納入済と取り扱う。

(3) 特待生の学費は、近畿大学特待生規程その他当該特待生に係る規程により減免する。

17 研修費

研修員の研修費は、別表(2)のとおりとする。

18 科目等履修料等

科目等履修生の選考料、登録料及び履修料は、別表(2)のとおりとする。

19 留学生の学費

留学生の学費は、一般学生と同額とする。また、留学生別科の入学金及び授業料は別表(1)のとおりとする。

20 受講料

教職課程の受講料、教育実習費及び司書課程の受講料は、別表(2)のとおりとする。

21 受験料

各種の受験料は、別表(2)のとおりとする。

22 手数料

各種証明書の手数料は、別表(2)のとおりとする。

23 学費等の返還

本学の実施する入学試験に合格し、入学手続きを完了した者が、入学を辞退した場合は、「入学試験要項」の定めるところにより、入学金を除く学費等を返還する。

24 収納金銭の管理

- (1) この要項に定める学費等について、学校法人近畿大学経理規程に定める金銭管理責任者は、会計帳簿・伝票及び関係書類を保管するとともに、毎日、金銭収納について照合しなければならない。
- (2) この要項に定める全ての納入金のうち窓口等で収納する現金を取り扱う事務担当者は、毎日、会計帳簿・伝票及び関係書類と現金を照合するとともに、金銭管理責任者又は金銭出納責任者に照合結果を報告しなければならない。
- (3) その他収納金銭に関する取扱いは、学校法人近畿大学経理規程によるものとする。

附 則（令和6年4月1日）

この要項の改正は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、学部学生会費の取扱いを除き、なお従前のおりとする。

別表(1) (学費等一覧表) (省略)

別表(2)

種別		金額	
在籍料	8項の在籍料	半期60,000円、年間120,000円 ただし、医学部医学研究科は半期180,000円、年間360,000円	
転部料	通信教育部から通学部へ転籍	150,000円	
転履修料	フレックス履修からイブニング履修への転履修	無料	
	イブニング履修からフレックス履修への転履修	50,000円	
編入学の入学金	14項(1)の該当者	150,000円	
授業料	12項(3)の該当者	半期50,000円、年間100,000円	
研修費	文科系 1ヵ月	25,000円	
	理科系 1ヵ月	40,000円	
科目等履修生登録料	学部・短大部 本学（短期大学部を含む。）在籍者及び卒業生（中途退学者を含む。）は、免除。	20,000円	
	大学院 本学大学院在籍者及び修了者（中途退学者を含む。）は、免除。		
科目等履修料	学部・短大部 講義科目 1単位	15,000円	
	学部・短大部 実験・実習・演習科目 1単位	25,000円	
	大学院	講義科目 1単位	20,000円
		実験・実習・演習科目 1単位	30,000円
受講料	教育実習費	実費	
	教職課程 毎年次	10,000円	
	司書課程	10,000円	
受験料	入学試験（外国人留学生入学試験を含む）	35,000円	
	編入学	35,000円	
	通信教育部から通学部への転部	35,000円	
	転学部・転学科	35,000円	
	フレックス履修からイブニング履修への転履修	10,000円	

	イブニング履修からフレックス履修への転履修	10,000円
	同一学科内の転コース	無料
	科目等履修生選考料	15,000円
	追・再試験 1科目	1,000円
証明書及び手数料	学費延滞料	2,000円
	復籍料	10,000円
	学生証再発行	1,500円
	教員免許申請用単位取得証明書	1,000円
	英文各種証明書	300円
	修了証明書 卒業証明書 成績証明書 健康診断証明書 修了見込証明書 卒業見込証明書	200円 (コンビニエンスストアで 発行の場合 在学生 500円 卒業生 1,000円)
	在学証明書	
	学位授与証明書	200円
	仮学生証発行	500円
	単位取得証明書 司書資格証明書 一級建築士試験指定科目修得単位証明書・卒業証明書 二級建築士試験・木造建築士試験指定科目修得単位証明書・卒業証明書 臨床工学技士国家試験指定科目履修証明書	200円
	司書資格取得見込証明書 臨床工学技士国家試験指定科目履修見込証明書	200円
	在籍証明書	
	教員免許状取得見込証明書	300円
	就職試験推薦状	
	入学手続完了証明書	200円

(備考) 1 受験料のうち特別に定めるものは、以下のとおりとする。

- (1) 併願時の受験料は1志願ごとに10,000円とする。
- (2) ①医学部の入学試験は60,000円とする。
②産業理工学部の入学試験、編入学、転部・転学部・転学科については、それぞれ32,000円とする。
- (3) ①医学部を除く共通テスト利用方式の入学試験は20,000円とする。
②医学部の共通テスト利用方式の入学試験は30,000円とする。
- (4) 共通テスト併用方式を利用した併願時の受験料は1志願ごとに10,000円とする。
- (5) インターネット出願を利用した場合の入学試験(ただし、共通テスト利用方式を除く。)は、1志願ごとに受験料を3,000円減額する。
- (6) 共通テスト利用方式のインターネット出願で医学部を含まない場合は、2志願まで20,000円、5志願まで30,000円とし、6志願目からは1志願ごとに7,000円とする。
- (7) 共通テスト利用方式のインターネット出願で医学部を含む場合は、2志願まで30,000円とし、3志願目からは1志願ごとに7,000円とする。
- (8) アドミッションズオフィス入試については、第一次・第二次選考検定料に分け、それぞれ10,000円と25,000円とする。ただし、インターネット出願を利用した場合は、

第一次選考検定料を3,000円減額とする。

- (9) 大学院入学試験において、インターネット出願を利用した場合は、1 志願ごとに受験料を3,000円減額する。大学院総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻において、第一次・第二次選考検定料に分けられている場合は、それぞれ15,000円と20,000円とする。同専攻においては、第一次選考検定料において減額とする。
- 2 受講料のうち、教育実習費は実習校により変動する場合がある。